

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
役員等の報酬規程

平成18年4月1日 制定

(沿革) 平成20年5月23日第1次一部改正

平成22年3月18日第2次一部改正

平成23年2月24日第3次一部改正

平成29年4月3日第4次一部改正

令和3年6月14日第5次一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会・委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬等の支給)

第3条 報酬の額及び支給の時期は、別表1のとおりとする。

- 2 理事に対する報酬等は各年度の総額が500万円を超えない範囲とする。
- 3 監事に対する報酬等は各年度の総額が50万円を超えない範囲とする。
- 4 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込みとする。

(報酬支給の制限)

第4条 本会の役員のうち、国家公務員、地方公務員に対する報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月23日一部改正し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月18日一部改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月14日から施行し、改正後の役員等の報酬規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

区 分	報 酬 額	支 給 時 期
会長	月 額 100,000円	事務局職員の給料の支給日
副会長	月 額 30,000円	
常務理事	月 額 180,000円	
監事	日 額 6,000円	監査の都度
理事・監事	日 額 3,000円	会議等の開催の都度
評議員	日 額 3,000円	会議等の開催の都度
各種部会・委員会等の委員	日 額 3,000円	会議等の開催の都度

- 1 会長及び副会長並びに常務理事の報酬の支給にあたっては、会長は月5日以上、副会長にあつては月2日以上、常務理事にあつては月10日以上の出勤を原則とする。（関係機関及び団体等の諸会議や行事への出席を含む。）